

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年3月12日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

第1 監査の概要

1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

3 監査の実施日程

令和6年10月7日から令和7年3月11日まで

4 監査の対象

(1) 対象部局

議会局

(2) 対象年度

令和6年度

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査対象課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

監査対象事務	監査対象課
需用費(印刷製本費)の支出に関する事務	政策調査課
需用費(物品等修繕料)の支出に関する事務	議事課
委託料の支出に関する事務	議会総務課 議事課 政策調査課
使用料及び賃借料の支出に関する事務	議会総務課 議事課

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
需用費(印刷製本費及び物品等修繕料)の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出は適正な時期に行われているか。
委託料の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
使用料及び賃借料の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法

により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

第1及び1から3までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。